

私たちのサイバーセキュリティを!

共謀罪で萎縮しないための実践セミナー

2017年

12月20日(水)

18時30分

文京シビックホール

1・2会議室(3階)

◆資料代: 500円

◆主催: 共謀罪NO! 実行委員会

連絡先: 090-6138-9593



お話し: 小倉利丸さん (批評家)

共謀罪に対抗して私たちの自由を防衛するためのサイト
<https://antisurveillance.researchlab.jp/>

著書: 『絶望のユートピア』(桂書房)

共著: 海渡雄一『危ないぞ共謀罪』(樹花舎)

★共謀罪の成立によって捜査機関は、従来ならば認められなかった「話し合う」ことそれ自体を標的に、捜査活動を行なえるようになりました。

★かつて治安維持法の時代に捜査機関は、公然と姿を見せて威嚇したり、言論・表現の検閲をしました。しかし、現代では、こうした弾圧の手法は氷山の一角となり、むしろ秘密裏にじっと私たちの日々の言動を監視し、情報を収集・蓄積する大規模な監視インフラに包囲されるようになっていきます。捜査機関は、民間のIT産業も巻き込んで、コンピュータによるデータ分析を駆使し、私たちの正当な権利を犯罪化する巧妙な罠を仕掛けています。

★また、サイバー攻撃とかサイバーテロなどと呼ばれて世界中で起きている出来事の多くは、スノーデンが暴露したように、政府や大企業が自国にいる市民をターゲットにしているケースが少なくありません。この点でも、コミュニケーションの多くをネットに依存している私たちの日常生活は、自国の政府や企業からの攻撃に非常に脆く、防御の手段も知られていません。

★このような環境のなかで、共謀罪が成立したのです。共謀罪では「話し合い」そのものを犯罪の証拠とします。これは、明らかに、憲法が保障する言論・表現の自由や通信の秘密を侵害するものです。私たちは、こうした権利侵害に対して、法的対抗手段だけでなく、もうひとつの権利防衛の手段をとることができます。それが、技術的な権利防衛、市民のためのサイバーセキュリティです。

★この集会では、主に、コンピュータやネットを用いたコミュニケーションを防衛するために、私たちがどのような手段をとるべきなのかに焦点をあてて、具体的な実践につながるような議論をしていきます。

